

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	南丹市

南丹市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林商工部農山村振興課
所在地 京都府南丹市園部町小桜町47番地
電話番号 0771-68-0012 (直通)
FAX番号 0771-63-0654
メールアドレス nousanson@city.nantan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウ ・アライグマ・ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	南丹市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ツキノワグマ	水 稻	被害面積 496.4 h a 被害金額 28,539 千円
	麦 類	
	野菜・果実類	
	豆類・いも類	
	植林木	
	特用林産物	
カワウ	放流淡水魚	

(2) 被害の傾向

<p>ニホンジカの被害については、有害捕獲及び防除施設設置等の措置を講じたことから、近年減少傾向にあったが、令和3年度から増加に転じており、被害農家の感覚としても、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>イノシシの被害については、令和元年度までは増加傾向にあったが、令和2年度からは一転減少に転じており、豚熱感染による死亡により個体数が減少したことが要因ではないかと思われる。しかしながら被害農家が減少したと感じられるほどの減少には至っていない。</p> <p>特定外来生物（アライグマ）については、南丹市全域で市街化区域並びに市街化調整区域を問わず農作物被害、文化財の損壊等の被害が継続している。</p> <p>植林木（幼齢木・成齢木）については、ニホンジカの食害による被害が発生し、特用林産物（マツタケ・栗・たけのこ等）の被害については、特に収</p>

穫時期に集中して被害が発生している。クマ剥ぎによる被害は旧美山町内各地の奥地山林を中心に発生している。

ニホンザルの被害については、南丹市全域に被害を及ぼしているが、特に園部町西本梅地区・摩気地区、美山町知井地区で大豆、いも類、野菜を中心に被害が発生している。また、人を威嚇するなど人なれが進む個体もあり、人身被害の危険性が高まっている。

ツキノワグマについては、目撃情報も多く寄せられ、スギ、ヒノキ人工林の皮剥ぎ被害の他、住宅地周辺に出没するなど、人身被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンジカ	28,539 千円 496.4 h a	19,900 千円 340.0 h a
イノシシ		
ニホンザル		
カワウ		
アライグマ		
ツキノワグマ		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市猟友会へ捕獲委託 ・銃猟および網猟・わな猟免許取得経費支援 ・ドローンの技能取得経費支援 ・特定外来生物法に基づく住民によるアライグマ捕獲（市から捕獲檻の貸出） ・南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町の猟友会と連携し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施 ・カワウによる内水面漁業被害対策 ・南丹市猟友会の協力を得てニホンザル檻設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化、後継者の確保 ・府との連携の強化 ・アライグマの捕獲の充実 ・広域的な捕獲の必要性 ・ニホンザル群れの個体数把握や生息状況調査が、困難で捕獲につながらない。 ・ニホンザル群れの生息数が増え分裂の可能性がある。 ・シカやイノシシ等の捕獲個体の埋設処分や処理施設への搬送が重労働で捕獲員の負担になっている。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国補助事業及び府補助事業等を活用した防除柵の設置 ・ニホンザル被害対策のため、従来のワイヤーメッシュ防護柵の上にサル用電気柵を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な防除の必要性 ・ニホンザルの有効な柵の導入が進んでいない。 ・住民主体で行う効果的な追い払いができていない。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置 ・放任果樹の除去 ・ひこばえの除去 ・農作物残渣の放置防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落一丸となった取り組みにまで至っていない。

(5) 今後の取組方針

<p>従来講じてきた上記被害対策に加え、次の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の後継者対策 ・防護柵未整備地の解消 ・鳥獣害防止総合対策事業（府事業）等を活用した、獣害を受けにくい集落環境の整備など、地域ぐるみの取り組みの推進 ・個体数調整については南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町及び隣接市町猟友会と連携し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施 ・市町・府県域にまたがるニホンザル群に対し、府縣市町連携による広域的・一体的なニホンザル管理・個体数調整等・被害対策の実施及び専門技術の活用を検討 ・鳥獣被害地域の生息数並びに被害状況等を把握し、同地域と連携した適正な鳥獣捕獲を推進 ・ニホンザルの地域個体群は、広域で行動しているため、近隣市町村と協力して群れの個体数の把握や生息状況調査を行う。また、被害や捕獲等に関する情報を共有して、広域のかつ一体的な被害対策を実施 ・分裂が危惧される群れは、大型オリで捕獲し適正数に管理
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 南丹市猟友会と捕獲委託契約（銃・網・わな） ・ 南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町及び隣接市町猟友会と連携し、特別チームを編成し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施 ・ 新規免許取得者で、当該年度登録を行ったものに対し市から経費を支援 ・ ドローンの技能取得に係り、市から助成金を交付 ・ 京都府及び兵庫県のニホンザル特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整等を実施するため、京都府並びに南丹市間の情報共有を密にするとともに、広域的な生息状況調査をもとに被害軽減のための計画的な捕獲を南丹市猟友会の協力を受けて実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	ニホンジカ イノシシ ニホンザル カワウ アライグマ	銃猟及び網・わな猟免許取得経費支援（南丹市単費事業）
5～7	アライグマ	特定外来生物法に基づく防除計画の確認を受け、防除事業実施のための捕獲機材を導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、近年の捕獲実績や被害の状況等を考慮し設定する。</p> <p>京都府第二種特定鳥獣管理計画－ニホンザル－に基づき捕獲することとなるが、集落による追い払いの効果が出やすいとされるサイズ（個体数及びオトナメスの数）にすることを目標として設定する。ただし、京都府第二種特定鳥獣管理計画－ニホンザル－との整合を図るため、京都府並びに兵</p>

庫県間の捕獲情報の共有に努める。

なお、過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体は、生活被害や人身被害の危険回避するため対象個体と特定して捕獲を行うため、この限りでない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	2,800頭	2,800頭	2,800頭
イノシシ	1,800頭	1,800頭	1,800頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
カワウ	100羽	100羽	100羽
アライグマ	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容

※ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウ・アライグマ

南丹市猟友会へ捕獲委託

・銃器による捕獲 年6回（4～5月、5～6月、6～7月、8～9月、9～11月、3月）

・網・わなによる捕獲 年4回（4～7月、7～9月、9～11月、3月）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

シカ及びイノシシにあっては、散弾銃では射程距離や装弾数が足りず有効な駆除ができない面があったが、ライフル銃を使用することにより、距離の問題や多くの獲物が一度に出てきた際にも確実に仕留めることができ、短時間で効率的な捕獲が可能である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南丹市全域	シカ・イノシシ・ニホンザル等について、平成12年度より京都府より権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	防除柵 15,000 <small>柵</small> 電気柵 5,000 <small>柵</small>	防除柵 15,000 <small>柵</small> 電気柵 5,000 <small>柵</small>	防除柵 15,000 <small>柵</small> 電気柵 5,000 <small>柵</small>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方による柵の見回り及び追払い活動の実施 ・ 破損部分の修繕及び電気柵における定期的な電圧測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方による柵の見回り及び追払い活動の実施 ・ 破損部分の修繕及び電気柵区における定期的な電圧測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の方による柵の見回り及び追払い活動の実施 ・ 破損部分の修繕及び電気柵区における定期的な電圧測定の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	ドローンを使った追払いの実施。 侵入防止柵の設置・被害防除講習会の実施など、地域での防除対策の推進。

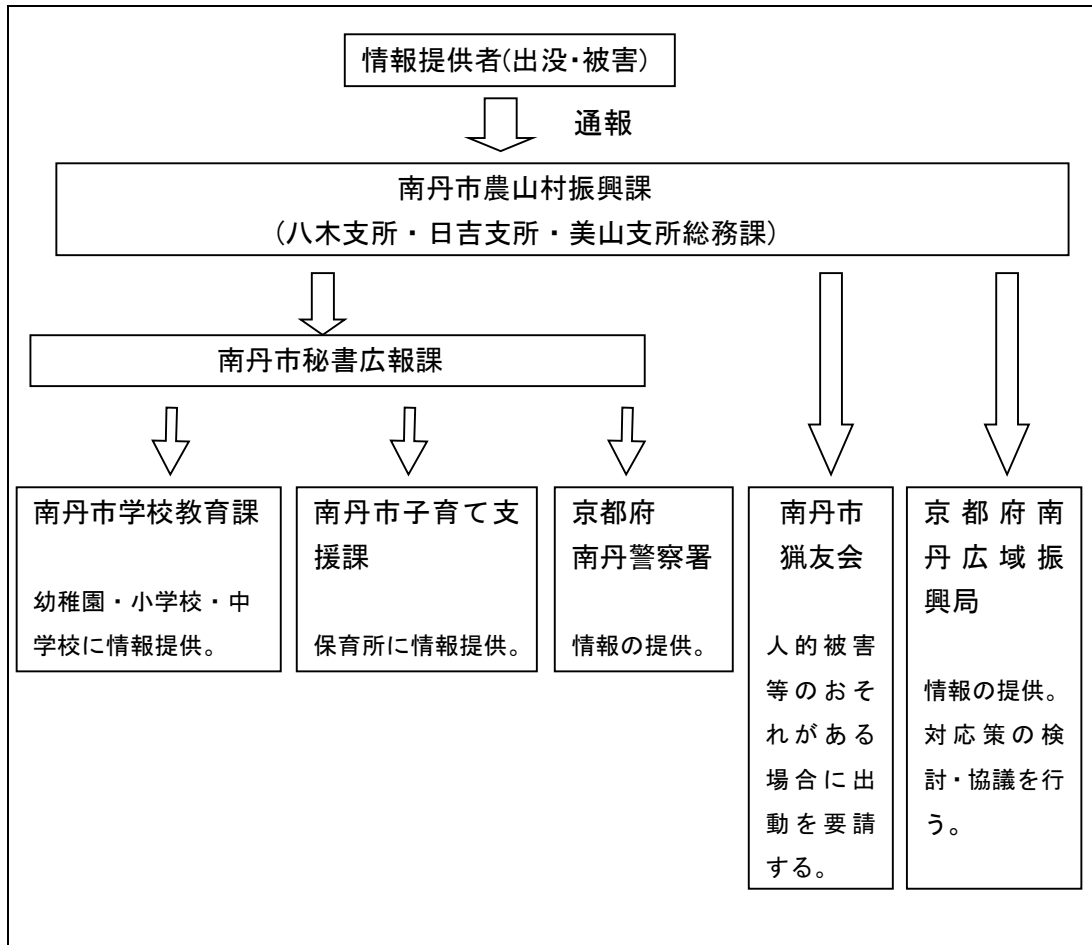
		<p>クマ剥ぎ被害防止施策（防止ロープ等）、有害捕獲（人身の被害・クマ剥ぎ被害の防止）の実施。</p> <p>放任果樹やひこばえを除去し、併せて農作物残渣を放置しないことで、獣を引き寄せない。</p> <p>広域的に移動するニホンザル（地域個体群）に対して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I C Tを活用した広域的情報共有システムの実証 ・ 上記システムによる農家等への生息情報の提供 ・ 有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落（農家）による追い払い体制整備のための研修会開催 ・ I C Tを活用した箱わなによる捕獲により、群れの分裂を抑制し被害の拡大を防ぐ。
--	--	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南丹市	情報収集、連絡調整、広報活動
南丹市猟友会	捕獲の実施
京都府南丹警察署	情報収集、現場付近での注意喚起、警職法第4条第1項の適用の判断
京都府南丹広域振興局	情報収集、助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

地域特産物としての地域活性化のための取組を支援する。
殺処分した個体又はその個体の一部は、関係研究機関等に提供して、今後の被害対策等のための検体とするほか、それ以外の個体は埋設又は減容化施設等で処理するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・食肉として流通させている事業者等の流通拡大支援を行う。
ペットフード	・関係機関と連携し、有効利用について研究する。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

南丹市内においては、以下の5団体が運営する食肉加工処理施設で処理及び加工を行っている。

- ・田歌舎 美山町田歌
- ・一網打尽 美山町盛郷
- ・つつい 美山町長谷
- ・江和ランド 美山町江和
- ・SAMKA 園部町天引

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係機関と連携を図り、他市町村の事例等も踏まえつつ、研究を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
南丹市	被害対策の立案、実施
京都府南丹広域振興局	被害対策の立案、実施
南丹市農業委員会	被害の把握、対策
京都農業協同組合	被害の把握、対策
園部町森林組合・八木町森林組合・日吉町森林組合・美山町森林組合	被害の把握、対策
南丹市猟友会	有害鳥獣の捕獲
京都府緑の指導員	情報の収集
上桂川漁業協同組合・大堰川漁業協同組合、美山漁業協同組合	被害の把握、対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大丹波地域サル対策広域協議会	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>・市職員で構成する実施隊については、ニホンザルやクマの出没対応に従事し、府の出先機関による南丹地域野生鳥獣被害対策チームの構成員として捕獲・追い払い・防除技術の指導業務に従事するとともに、近隣市町村の実施隊と連携して被害防除に取り組む。また、アライグマに関しては特定外来生物法に基づく防除計画の確認を受け、防除事業実施のための捕獲機材の貸し出しにより捕獲の充実を図る。</p> <p>・南丹市猟友会で構成する実施隊については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条の規定に基づき、鳥獣被害防止を適切に実施するため、非常勤公務員として南丹市長が任命し、南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会で計画する南丹市猟友会への捕獲委託契約以外の緊急時等における、被害防止に係る出動に従事するための銃器班のみを対象とする。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 野生鳥獣被害総合対策事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業の実施については、地域住民が主体となって、有害鳥獣対策の推進のため、被害ゼロの地域づくりプランを作成の上、南丹地域野生動物対策チームと連携し、効果的な事業を組み合わせ、被害ゼロの集落づくりをめざす。
- ・ 特定外来生物法に基づき、農林水産業及び生活、生態系への被害を最小限に食い止めるため、南丹市猟友会及び地域住民と連携し、捕獲及び防除を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲の促進に資するよう、侵入防止柵及び捕獲檻の整備に当たっては、ICT を活用したわな等の一体的な整備を検討する。